

杉並区出産・子育て応援事業

FAQ（よくある質問）

更新日：令和6年4月1日

Q1 出産応援ギフト、子育て応援ギフトとはどのようなものですか？

A 出産育児用品等と交換できる専用カードを支給します。カードに記載された二次元コードから専用サイトにアクセスし、付与ポイント（5万円または10万円相当）に応じてご希望の商品を選択し、申込みいただくものです。

杉並区出産・子育て応援事業は、国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、東京都との広域連携事業として実施します。ギフトの詳細は、東京都ホームページからご覧いただけます。

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/tokyo_shussankosodateouen.html

Q2 出産応援ギフトの支給を受けるにはどうすればよいですか？

A 妊娠の届出時に行う「ゆりかご面接」時にご案内します。

Q3 子育て応援ギフトの支給を受けるにはどうすればよいですか？

A 生後4か月未満のお子さんがある全ての家庭を対象に実施している「すこやか赤ちゃん訪問」を受けた際にアンケートに回答し、お渡しする案内に記載の方法（電子）により申請してください。区で確認後、順次ギフトを送付します。

Q4 所得制限はありますか？

A 所得制限はありません。

Q5 外国籍ですが支給対象となりますか？

A 国籍に関係なく要件を満たせば支給対象となります。

Q6 DVにより、杉並区に避難して生活しています。対象になりますか？

A DVにより現在の居住地（杉並区）に住民票を移していない方でも、避難先（杉並区）で要件を満たした場合は、出産応援ギフト・子育て応援ギフトの対象となります。

まずは杉並区の窓口（地域子育て支援課（☎5307-0345））に相談してください。

Q7 DVにより、杉並区外に避難して生活しています。住民票は杉並区のままですが、対象になりますか？

A DVにより他自治体に避難されている方は、杉並区の窓口（地域子育て支援課（☎5307-0345））、または、避難先の自治体にお問合せください。

Q8 杉並区から他自治体へ転出しますが、対象になりますか？

A 転出前に杉並区で支給要件を満たしている場合は対象となります。

※転出先の自治体で支給を希望する場合は転出先自治体へお問合せください。

※出産応援ギフト・子育て応援ギフトはどちらも複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q9 他自治体で妊娠の届出をし、杉並区へ転入しますが、対象になりますか？

A 令和5年4月1日以降に他自治体で妊娠の届出をし、杉並区へ転入した方は、杉並区で「ゆりかご面接」を受けた場合に出産応援ギフトの支給対象となります。

※出産応援ギフト・子育て応援ギフトはどちらも複数の市区町村から二重に受けることはできません

Q10 他自治体で出産し、杉並区へ転入しますが、対象になりますか？

A 令和5年4月1日以降に他自治体で出生の届出をし、杉並区へ転入した方は、杉並区で「すこやか赤ちゃん訪問」を受けた場合に対象となります。

※出産応援ギフト・子育て応援ギフトはどちらも複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q11 里帰り出産の場合は、どうすればよいですか？

A 里帰り先から帰ってきて、杉並区で「すこやか赤ちゃん訪問」を受けた場合に、対象となります。

Q12 多胎児の妊娠・出産の場合は、どうなりますか？

A 出産応援ギフトは、妊婦一人に対して、子育て応援ギフトは、生まれたお子さんの人数に応じて支給されます。

Q13 流産・死産した場合は、対象になりますか？

A 令和5年4月1日以降に杉並区に妊娠の届出を提出している方は、出産応援ギフトの対象となります。

Q14 令和4年度までは東京都出産応援事業として10万円相当をもらっていたようですが、令和6年度も同様に10万円相当をもらえますか？

A 令和5年度から杉並区出産・子育て応援事業「子育て応援ギフト（5万円相当）」と東京都独自事業「東京都出産・子育て応援事業（5万円相当）」を合わせて10万円相当の支給となっています。

Q15 遡及支給対象と思われるが、ギフトを申請できますか。

A 遡及支給対象者の出産応援ギフト・子育て応援ギフトの申請は、令和5年8月31日に終了しました。

【遡及支給対象者】

- ①令和4年4月1日～令和5年3月31日に妊娠届を提出した妊婦
- ②令和4年4月1日～令和5年3月31日に出生した児童を養育する方